

公正証書（遺言公正証書以外）の 原本閲覧請求・謄本交付請求の申請手続について

●申請することができる方（申請当事者）●

- ①証書上の当事者本人
- ②本人の承継人
- ③法律上の利害関係者

※該当するかどうか不明である場合は、お問い合わせください。

●必要書類●

* 申請当事者が個人である場合

- ①申請者本人の身分証明書類

→運転免許証、印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）、個人番号カード 等

- ②認印（①が印鑑登録証明書の場合は実印）

* 申請当事者が法人である場合

- ①法人の印鑑証明書及び登記簿謄本（いずれも発行後3か月以内のもの）

- ②代表者印

* 代理人が来所する場合

- ①申請当事者本人から代理人宛の委任状

- ②申請当事者本人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

※法人である場合は、印鑑証明書及び登記簿謄本（いずれも発行後3か月以内のもの）

- ③代理人の身分証明書類

→運転免許証、印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）、個人番号カード 等

- ④認印（③が印鑑登録証明書の場合は実印）

※申請当事者が、②本人の承継人 又は③法律上の利害関係者 である場合は、上記必要書類の他に、承継の事実を証明する書面や利害関係があることを証明する書面が必要です。

※申請当事者が、①証書上の当事者本人 である場合でも、証書上の氏名・商号に変更等が生じている場合は、その経緯を証明する書面が必要です。